

令和5年度事業報告

第1 交通安全運動推進事業の積極的な推進

令和5年度の交通安全活動事業については、協会と各会員指定校とが連携して次のとおり推進しました。なお、新型コロナウイルス感染症に関して令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げたことから、全指連及び当協会においても政府方針に沿った措置に変更し、拡大防止対策をとりつつ実施しました。

1 四季の交通安全運動の積極的な推進

(1) 春の全国交通安全運動の実施

春の全国交通安全運動については、協会及び会員指定校17校が連携して令和5年5月11日から20日までの10日間、

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

の3項目を重点に交通安全運動を実施しました。

このうち、施設及びコースの一日開放は17校中12校が行い、参加者168名に対して

- 卒業生等に対する交通安全講習会（ブラッシュアップ教育）
- 大型・自動二輪ライディングスクール
- 高齢運転者交通安全教室

等を実施し、交通安全意識の高揚を図りました。

期間中、新西海自動車学校が企画したクラシック愛好家及び西海警察署等の協力による「交通安全を呼びかける市内パレード」が新聞等で報道されました。

このほか、期間外ではありましたが、4月30日に3校（長崎校、島原校、共立・江迎校）が開校して

- 親子交通安全教室
- 地域住民に対する春の感謝祭
- 女性ドライバー安全運転講習会

を実施し、参加者793名に対して交通安全意識の高揚を図りました。

(2) 夏の交通安全週間の実施

夏の交通安全週間については、協会及び各会員指定校17校が連携して、令和5年7月14日から7月20日までの7日間

- こどもをはじめとする歩行者の安全の確保
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶

の3項目を重点に、すべての会員指定校が交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図りました。

このうち、

- 教習生等に対する指導等
- 通学路における歩行者誘導活動
- 小中学生に対する交通安全教室の開催
- 飲酒体験ゴーグルを使用した交通安全教室及び職員に対する研修会の開催

等を実施しました。

(3) 秋の全国交通安全運動の実施

秋の全国交通安全運動については、協会及び各会員指定校17校が連携して、令和5年9月21日から9月30日までの10日間、

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通者事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

の3項目を重点にすべての会員指定校が交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図りました。

このうち、施設及びコースの一日開放は会員指定校17校中11校が行い、参加者622名に対して、

- オープンスクール・フリーマーケット（交通遺児支援のチャリティー）
- 普通車・自動二輪車卒業生の再会教室
- 高齢者の体験型交通安全教室
- 二輪ライディングスクール

等を実施しました。

期間中、西海市内の建設関連業者でつくる交通安全協議会が新西海自動車学校と連携し、同校施設で実施された令和5年度に初となる「安全運転講習会」が新聞等で報道されました。

このほか、期間外ではありましたが、令和5年10月1日に大塔校が一日開校し

- 地域の交通安全教育センター活動

を実施しました。

(4) 年末の交通安全県民運動の実施

年末の交通安全県民運動については、協会及び各会員指定校17校が連携して、令和5年12月13日から12月22日までの10日間、

- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
- 歩行者の道路横断時の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

の3項目を重点にすべての会員指定校が交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図りました。

このうち17校中すべての会員校が職員に対する安全運転の意識付けを行ったり、立看板、ポスター、のぼり、懸垂幕等の掲出、リボン・ワッペン・腕章の着用、教習車、送迎車等に広報ステッカーを添付した広報啓発活動等を行ったりしたほか、

- コミュニティラジオに出演し安全運転の呼びかけを実施
- 教習生、受講者、職員及び家族等に対する飲酒運転撲滅のための講話等
- 普通車・自動二輪車卒業生の再会教室
- 高齢者訪問活動の実施
- 交通安全パレードへの参加

等を実施しました。

2 交通安全教育センター活動の積極的な推進

各会員指定校と連携し、地域における交通安全教育センター活動として、四季の交通安全運動期間中を始め、幼児・児童への交通安全教室等を次のとおり実施しました。

○ 幼児に対する交通安全教室	2回	41名
○ 小・中・高校生に対する交通安全講習会	7回	330名
○ 高齢者に対する交通安全講習会	4回	44名
○ その他企業講習等	110回	524名
合計	17回	939名

3 交通安全母の会への交通安全活動助成

長崎県交通安全母の会連合会通常総会は、令和5年6月29日に長崎市内で開催され、同母の会の交通安全活動を助成するため、協会から

- 長崎県交通安全母の会連合会へ 30万円を寄贈しました。

第2 教習指導員等の教習水準向上事業の推進

当協会が企画・立案して、教習指導員、技能検定員の教習水準の向上を図るため、次のとおり事業を推進しました。

1 指定自動車学校教習所職員講習事業の推進

(1) 指定自動車教習所職員講習事業の推進

令和5年度指定自動車教習所職員講習事業として

- 4月13日 副管理者講習
- 6月7日から同8日 教習指導員講習（1回目）
- 6月14日から同15日 技能検定員講習（1回目）
- 6月21日から同22日 教習指導員講習（2回目）
- 7月5日から同6日 技能検定員講習（2回目）
- 7月12日から同13日 教習指導員講習（3回目）
- 7月19日から同20日 技能検定員講習（3回目）
- 10月4日から同5日 教習指導員講習（4回目）
- 10月11日から同12日 技能検定員講習（4回目）
- 10月20日から同21日 二輪教習指導員講習（5回目）
- 10月27日から同28日 二輪技能検定員講習（5回目）
- 11月7日から同8日 技能検定員講習（6回目）
- 12月6日から同7日 教習指導員講習（6回目）
- 12月12日から同13日 主任検定員等技能検定員講習（7回目）

をそれぞれ実施しました。

(2) 指定自動車教習所職員講習事業における効果測定方法の見直し

ア 法定講習の在り方検討

令和4年1月から同年6月の間、検討してきた法定講習の在り方について、運転免許管理課への要望事項が承認された結果、令和5年度から、学科問題の対象者である教習指導員又は技能検定員のうちで毎年4月1日現在、経験年数が「通算20年以上」かつ「年齢が60歳以上」の者及び当該講習の成績優秀者として、過去に「連続10回以上を達成し警察本部長連名表彰を受賞した者」については、学科問題に替えてレポート提出による効果測定とすることができることとなりました。

令和5年度は、上記の条件に該当する効果測定免除対象者56名（令和6年3月末時点54名）のうち、令和6年3月末現在のレポート提出の選択者は24名でした。

イ 二輪法定講習の在り方検討

令和5年10月、二輪法定講習委嘱講師検討会において、二輪法定講習の在り方検討に関する意見が提出され、令和6年1月から3月にかけて教習委員会及び理事会において検討した結果、二輪独自の効果測定方法である「特別課題」の上位10位を成績優秀の条件を満たす者（正誤式満点）とみなし、かつ、運転技能が満点であれば成績優秀（技能検定員の場合は、加えて観察採点が95点以上）としていた特例措置について、特別課題の「上位10位」を「受講者の3割程度」に見直すこととし、同意見について令和6年4月1日付け協会長名による要望書を運転免許管理課に提出いたします。

法定講習業務を受託している当協会は、今後も委託契約書に従い適切に実施してまいります。

2 各種研修会等事業の積極的な推進

(1) 法定講習委嘱講師委嘱状交付式及び打ち合わせ会議

令和5年4月6日、委嘱講師委嘱状交付式及び打ち合わせ会議を開催し、指定自動車教習所職員講習委嘱講師19名に対する委嘱状を各講師に交付しました。

(2) 新任教習指導員研修会

同年4月20日、運転免許管理課運転免許試験場において前年度に資格審査に合格した新任教習指導員5校6名に対し研修会を開催しました。

(3) 法定講習委嘱講師打ち合せ会議

同年4月27日、運転免許管理課運転免許試験場において、委嘱講師19名と協会指導課長で講師検討会を開催しました。

(4) 学科教習競技大会

同年6月19日、運転免許管理課運転免許試験場において、会員指定校の教習指導員の中から学科教習能力の高い7名を選抜して、あらかじめ示した課題（第1段階2項目、第2段階1項目）の選択制によって学科教習を競いました。

各校からの応援も含め約40名の職員が見守る中、白熱した競技が行われ、教習委員長以下教習委員等による厳正な審査の結果、あたご自動車学校の坂田広太郎指導員が見事優勝しました。

また、坂田広太郎指導員は、同年7月24日、福岡県で開催された九州地区学科教習競技大会に長崎県代表として出場しました。

(5) 幹部研修会

同年10月23日、同24日、東彼杵郡川棚町所在「公共の宿 くじゃく荘」において幹部研修会を開催し、教習教育委員及び将来の幹部候補生等30名が参加しました。

3 新任教習指導員等養成講習の効果的な推進

令和5年5月12日から同22日まで、7月28日から8月7日まで、11月10日から20日までの3回、運転免許管理課運転免許試験場において、教習指導員及び技能検定員を養成するため、その資格取得を希望する者72名に対し、養成講習を実施しました。

4 応急救護処置教習指導員養成講習の実施

令和元年度から4年振りに応急救護処置教習指導員養成講習を実施することとし、長崎大学医学部付属病院及び日本赤十字社長崎県支部（原爆病院）の協力を得て講義講習を令和5年6月28日から6月30日の3日間、実技講習を同年7月3日から7月5日の3日間、それぞれ開催し、教習指導員等12校25名が受講しました。

5 全指連主催研修会への派遣

令和5年度新任管理者研修会については、該当者がありませんでしたので派遣はありませんでした。全指連において令和5年度から初めて「新任設置者研修会」を実施することになり、当県から会員校の設置者1名が参加しました。

6 安全運転中央研修所制度の活用

(1) 安全運転中央研修所の研修への派遣

茨城県ひたちなか市所在の安全運転研修所において開催される研修会に次のとおり各指導員を参加させました。

○ 取消処分者講習指導員研修	1名
○ 運転技能検査員・高齢者講習指導員研修	1名
○ 同上（九州課程）	10名
○ 認知機能検査員研修	1名
○ 現任運転適性指導員研修	4名
○ 新任運転適性指導員研修	2名
○ 新任運転習熟指導員研修（四輪）	1名
○ 新任運転習熟指導員研修（二輪・四輪）	4名

○ 現任運転習熟指導員研修（四輪）	1名
○ 現任運転習熟指導員研修（二輪・四輪）	3名
○ 教習指導員課程（普通）	2名
○ 新任教習指導員研修（普通二種）	1名
○ 新任技能検定員研修（普通二種）	1名
○ 新任技能検定員研修（大型二種）	2名
合 計	34名

(2) 高齢者講習指導員養成講習の地方開催（福岡県）への派遣

安全運転中央研修所が主催して行う

○ 高齢者講習指導員養成講習

は、令和4年度から試行的に九州地区（福岡県）で開催されることとなり
初年度は5回開催されましたが、令和5年度は4回開催されました。

令和5年度は本県から

7月期の第1回目に3名

9月期の第2回目に4名

11月期の第3回目に3名 計10名

が受講しました。

第3 初心運転者の交通事故防止対策の推進

1 初心運転者による交通事故防止対策の研究

令和4年中における普通免許取得者の初心運転者事故者率は、全国平均が0.49パーセントに対して本県は0.53パーセントでした。

※ 令和元年中における普通免許取得者の初心運転者事故率は、全国平均が0.57パーセントに対して本県は0.53パーセントで、県警の平成12年以降の記録が残る中では初めて全国平均を下回っています。この前後、全国平均を下回った記録はないと思われます。

令和元年中の初心運転者事故者率を超えるよう、今後、さらなる安全運転教育の充実、強化に取り組んでまいります。

2 全指連による「初心運転者事故防止対策推進奨励金」制度の新設予定

全指連では教習水準の維持向上に務め、結果として事故率の改善を図っていくために、安全運転センターと連携をしながら運転経歴証明書の効果的活用による、いわゆる「SDカード」の運用により、教習生が卒業後においても事故・違反を抑止し、安全運転をしようとする意識づけを図ることなど、初心運転者事故防止対策を総合的に進めることとし、令和6年4月1日付けで「初心運転者事故防止対策推進奨励金」の制度をつくり、各県協会の取組を全指連が支援

することとしています。

3 初心運転者講習及び卒業生対策の推進

各会員指定校では、卒業生との再会教室等を開催し、初心運転者に対する交通安全意識の高揚を図りました。

なお、上記2のとおり、全指連による支援制度も新設されることから、さらなる対策の推進に努めてまいります。

第4 高齢運転者安全対策の推進

1 高齢者講習及び認知機能検査の適正な推進

(1) 高齢者講習等の長期受検・受講待ち解消に向けた取組

協会及び各会員指定校は、高齢者講習等受検、受講待ちの長期化解消に取り組んでいるところですが、全国の待ち日数の平均から本県の待ち日数の平均の順位を調べますと

- 令和2年12月末 待ち日数合計105.5日 全国46位
- 令和3年12月末 待ち日数合計100.3日 全国41位
- 令和4年12月末 待ち日数合計 88.0日 全国37位
- 令和5年 3月末 待ち日数合計 44.8日 全国12位
- 令和5年10月末 待ち日数合計 71.7日 全国38位

でした。

※ 令和4年時の警察の統計によれば、従来の「合計平均日数」は表記されていません。過去の警察統計と同様の方法に基づき令和5年時も同様の方法により順位を独自に集計しています。

(2) 高齢者講習及び認知機能検査にかかる努力目標の設定

上記のとおり、令和5年3月末時点では会員指定校が一丸となって取り組んだ結果、状況は大きく改善されている状況にあるものの、令和6年度も努力目標を掲げることとし、引き続き各会員指定校と連携し受験・受講待ち日数の長期化解消に向けて取り組んでまいります。

2 高齢者講習等の地方（九州地区試行）開催

令和4年度から安全運転中央研修所が試行的に実施することとなった九州地区（福岡県）の派遣については前記第2の6(2)のとおりです。

第5 指定自動車教習所発展のための施策の推進

1 教習所運営等に関する調査研究

(1) オンライン学科教習に関する適切な運用

オンライン学科教習については、令和2年12月、警察庁が通達を发出した以降、特に録画配信方式が全国的に増加している状況にあります。

全指連の片桐会長が全指連機関紙「自動車学校」（令和5年9月号及び10月号）に論文を寄稿し、教習の本質を論じるなど、教習業務のあるべき姿を示唆しております。そこで学科教習の実施方法を適切に行うことが重要であると訴えております。

協会においても適切に対応してまいります。

(2) 教習業務のデジタル化への対応

教習の事務処理にかかるデジタル化については、経営効率化の観点から「教習原簿のデジタル化」をはじめ、警察庁が教習所と警察を結ぶ情報の共通基盤の整備を図っている「運転者管理システム」の改修に向けて積極的に取り組んでまいります。

(3) A T限定大型免許等の導入等に対する対応

大型免許等へのA T免許導入に関しては、警察庁において本改正に向けて調整を行っているところです。

(4) 警察庁から示された「教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査・研究」への対応

警察庁は教習カリキュラム等の調査研究について、令和6年2月27日、第2回委員会が開催され、警察庁が約50項目の検討状況、中間報告が行われました。それによれば、28件が解決に向かっており、残り20件余について検討中であり、警察庁において中間報告書を取りまとめ、令和6年度も引き続き分科会を継続して検討することとなっています。

(5) 中長期経営戦略（MS）小委員会の推進

(6) 予算検討小委員会の推進

令和4年7月1日、協会及び会員校が将来にわたり健全で安定的な運営を継続していくための収益確保を目的に経営委員会の下に設置した「予算検討小委員会」において、設置後、令和5年2月までに5回開催しました。令和5年3月1日付けで委員会意見がとりまとめられ、幅広い意見を求めた議論を行うよう提言されましたが、これを受けて委員長（協会長）より、中長期経営戦略（MS）小委員会との合同による開催を指示されました。

令和5年9月から令和6年1月にかけて5回合同開催を実施し、同年3月に合同委員会による意見書が委員長、副委員長あてに提出されました。

同合同委員会の提言により、協会の経費について大幅に節減される見込みです。引き続き、協会の収益確保に向けて検討を進めてまいります。

2 高校生の入校増加方策の調査研究

(1) 高校生入校許可時期等の調査研究

令和5年9月から翌年3月までの間における各会員指定自動車学校に入校した高校生の入校者数、卒業者数等を月別に調査の上、高校生の入校状況や卒業時期が4月以降にずれ込んだ状況及び入校が遅れたために支障を生じた事例等について分析しました。

(2) 高校生の入校増加方策の推進

各会員指定校による地元高校への訪問活動を推進し、良好な関係の維持に努めます。

(3) 高校生の入校時平準化対策の推進

令和5年7月5日に長崎県教育庁児童生徒支援課を、同年7月7日に長崎県総務部学事振興課をそれぞれ協会専務理事が訪問し、前記調査の分析結果に基づき作成した資料「高校生の指定自動車学校入校者等調査表」及び「指定校卒業が4月以降にずれ込み支障が生じた事例」とともに協会長名による「要望書」を提出し、高校生の早期入校許可による入所者数の平準化について要請しました。教育庁においては、傘下の公立高等学校に文書の写しを送付するとの回答を得ました。

3 指定自動車学校等による広報月間の実施

全指連主導により、例年6月中を「指定自動車教習所広報月間」に、令和5年6月25日を「指定自動車教習所の日」に定めて、

- 「指定自動車教習所の日」等のポスター、看板等による広報推進
- 自社のホームページ、ポータルサイト等を活用した広報の実施
- 園児、児童等の交通安全教室の開催

等、多様な広報活動を実施しています。令和5年度は、3年振りに広報月間が実施され、会員指定校17校中すべてが交通安全運動期間中の交通安全教室を開催するなどして広報啓発活動に努めました。

第6 教習所及び協会の適切な運営

1 公正競争規約の適正な運用

公正競争規約を遵守するための調査研究を適宜行い、適正な運用に努めました。また、令和5年4月21日付けで「指定自動車教習所公正取引協議会長崎県支部の組織及び運営に関する規程」を改正しました。

令和6年3月29日、規程の改正後初めてとなる第1回「運営・調査委員会」を開催しました。

引き続き「運営・調査委員会」を中心として公正競争規約に関する適切な運営に努めてまいります。

2 インボイス制度への適切な対応

複数税率に対応したものとして、令和5年10月1日から導入された仕入れ税額控除の方式、「インボイス制度」が始まったことから、適格請求書発行事業者として適切な運営に努めてまいります。

第7 会議及び専門委員会の開催

各種会議については、以下のとおり開催しました。

1 定時総会

令和5年5月12日（金）、ルークプラザホテルにおいて以下の議案等について協議しました。

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 令和5年度事業計画に関する件
- 第4号議案 令和5年度収支予算に関する件
- 第5号議案 役員（理事及び監事）の選任に関する件
- 第6号議案 専門委員の選任に関する件
- 第1号報告 表彰に関する関係規定の一部改正に関する件
- 第2号報告 指定自動車教習所公正取引協議会長崎県支部の組織及び運営に関する規程の一部改正に関する件

2 理事会

(1) 令和5年4月21日、協会会議室において以下の議案等について協議しました。

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 役員（理事及び監事）の専任に関する件
- 第4号議案 専門委員の選任に関する件

- 第5号議案 指定自動車教習所公正取引協議会長崎県支部の組織及び運営に関する規程の一部改正に関する件
 - 第6号議案 会計処理規程の一部改正に関する件
 - 第7号議案 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会表彰規程の一部改正に関する件
 - 第8号議案 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会連名表彰規程の一部改正に関する件
 - 第9号議案 一般社団法人長崎県指定自動車学校協会連名表彰規程内規の一部改正に関する件
 - 第1号報告 令和5年度定時総会に関する件
 - 第2号報告 指定自動車教習所に対する総合検査時期の見直しに関する件
 - 第3号報告 高齢者講習等実施状況（受講待ち日数等）に関する件
 - 第4号報告 指定自動車学校業務に関わる情勢に関する件
 - 第5号報告 法定講習実施要領の一部見直しに関する件
- (2) 同年5月12日、ルークプラザホテルにおいて臨時理事会を開催し、以下の議案について協議しました。
- 第1号議案 役員（理事及び監事）の選任に関する件
- (3) 同年11月10日、ルークプラザホテルにおいて理事会を開催し、以下の議案について協議しました。
- 第1号議案 令和5年度9月末事業推進状況に関する件
 - 第2号議案 令和5年度9月末予算執行状況に関する件
 - 第3号議案 専門委員の選任に関する件
 - 第4号議案 令和6年度九指連表彰対象者の選考及び令和6年度全指連表彰対象者の選考に関する件
 - 第5号議案 指定自動車教習所公正取引協議会長崎県支部の組織及び運営に関する件
 - 第1号報告 令和6年主要行事予定表（案）に関する件
 - その他の報告 高齢者講習用教本冊子採用の可否について
交通安全冊子（長崎県版）製作依頼の可否について
- (4) 令和6年2月1日、協会会議室において臨時理事会を開催し、以下の議案について協議しました。
- 第1号議案 協会の定款等に関する件
 - 第2号議案 協会の収益事業に関する件
 - その他報告事項

3 教習委員会

令和5年6月19日（月）、運転免許試験場教習係分室において以下の議題等について協議しました。

- 学科教習競技大会について
- 幹部研修会について
- その他（当面の諸問題）について

4 小委員会

(1) 予算検討小委員会

第5(6)のとおり

(2) 他の小委員会

上記に同じ

第8 関係機関・団体等との連携

全日本指定自動車教習所連合会、九州指定自動車学校連合会等主催の各種会議は、コロナ禍を経て4年振りに通常開催され、以下のとおり出席しました。※（ ）は出席回数

○ 全指連等主催会議	6回（6）
○ 九指連等主催会議	8回（8）
○ 長崎県交通安全推進県民協議会等	2回（2）
○ その他	2回（2）
合 計	18回（18）

第9 その他の事業

1 表彰規程に基づく表彰の実施及び全指連・九指連への表彰推進

令和5年度協会定時総会は、合理化を図るため参加人員を縮小したことから、優秀・優良校並びに役職員等に対する警察本部長または警察本部交通部長と会長との連名表彰及び会長表彰は、代表受賞者を縮小し、運転免許管理課長（警察本部長代理、交通部長代理）と会長が表彰を行うなど最小限にとどめて実施しました。

2 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが令和5年5月から5類に引き下げられたことから全指連による感染対策の手引きに基づいて感染防止対策に

努めており、当協会会員校からクラスターとなるような事案の報告はありません。

3 協会ホームページのリニューアル

協会ホームページは、これまでの契約会社がホームページ事業から撤退したため、他社と契約してリニューアルし、令和5年10月2日から運用を開始しました。

ホームページは業界の広報、情報発信はもとより個人情報保護、情報セキュリティ等のコンプライアンスを重視した企業姿勢を示す上で、極めて重要な役割を果たしているものと認識し、協会ホームページを継続運営して積極的な情報発信に努めてまいります。